

平成26年度労働保険年度更新改正点

1 労災保険特別加入者の給付基礎日額の選択幅の拡充について

平成25年9月より中小事業主、一人親方などが加入いただける「特別加入制度」の給付基礎日額の幅が広くなりました。

| | 給付基礎日額 |
|--------|--|
| 従来 | 3,500円、 4,000円、 5,000円、 6,000円、 7,000円、 8,000円、 9,000円、 10,000円、 12,000円、 14,000円、 16,000円、 18,000円、 20,000円 |
| 今回追加の額 | 22,000円、 24,000円、 25,000円 |

※すでに特別加入している方の平成26年度からの給付基礎日額の変更は、労働保険の年度更新期間(平成26年6月1日～7月10日)に手続きする必要があります。

2 石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金率の改正について

平成26年4月1日より一般拠出金率が次のとおり引き下げられることとなりました。

現在の一般拠出金率 0.05/1,000 (平成26年3月31日まで)



改正後一般拠出金率 0.02/1,000 (平成26年4月1日施行)

〈一般拠出金の算定の取扱い〉

- ① 前年度から引き続き事業が継続される委託事業場(多くの事業場様が該当)、平成25年度中に新規委託された委託事業場

→ 平成25年度の賃金総額に新拠出金(0.02/1,000)を乗じた額

- ② 拠出金率改正前(平成25年度中)に委託解除された事業場

→ 委託解除時点までの平成25年度の賃金総額に旧拠出金率(0.05/1,000)を乗じた額

今年度年度更新にかかる労災保険料率、雇用保険料率に変更はございません。

労働保険の年度更新手続きは、お早めに

豊能町商工会の労働保険（労災保険・雇用保険）の平成26年度の更新は

第1期 6月1日～6月29日

第2期 10月1日～10月31日

第3期 1月4日～1月31日

となります。

労働者を一人でも雇っている事業主は、労働保険（労働保険・雇用保険）に加入する義務があります。

労働保険制度は、労働者が業務上被災した場合に必要な保険給付を行ったり、失業した場合に労働者の生活および雇用の安定を図るために必要な給付を行う等、労働者の福祉の向上の観点からきわめて有用な制度であり、労働者を雇用するすべての事業所は、労働保険（労災保険・雇用保険）の加入が義務付けられています。

パートタイム労働者については、次のいずれにも該当するときは、雇用保険の短時間労働被保険者になります。

- 1、 反復継続して就労するもの（1か月以上）
- 2、 1週間の所定労働時間が20時間以上である。

豊能町商工会は、事業主の皆さんが行う労働保険に関する事務手続きを事業主に代わって処理を行うことができる、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体です。

事務処理を委託すると、次のような利点があります。

- 1、労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理いたしますので、事務の手間が省けます。
- 2、労働保険料の額に関わらず、3回に分割納付できます。
- 3、労働保険に加入することのできない事業主や家族従業者等にも、労災保険に特別に加入することができます。（原則として雇用者がいること。）

お問い合わせは

労働保険事務組合 豊能町商工会 電話 072-739-1647 FAX 072-739-2285

メールは toyono@gold.ocn.ne.jp まで

今年度 改正点は 裏面に記載させていただいております。